

(証券コード 5582)

電子提供措置の開始日 2023年9月6日

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目11番7号
AOビル6階
株 式 会 社 グ リ ッ ド
代 表 取 締 役 曾 我 部 完

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第14回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://gridpredict.jp/ir>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午後2時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目11番7号 AOビル6階 当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第14期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

上記議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス対策の緩和と終了による社会経済活動の再開に伴い、コロナ前の水準へと回復が見られました。しかしながら、ウクライナ危機の長期化や世界的な金融引き締めによる経済への悪影響が懸念されるなど、先行きの不透明な状況が続いております。一方で変革に向けたDXは多くの企業にとって引き続き重要な戦略として位置付けられ、AIへの投資は底堅い成長を続けております。加えて当社のAI開発事業は、電力や物流等の事業会社を対象にエネルギー消費量の削減も可能とする計画最適化のシステムを提供していることから、当社の事業に対する期待は一層高まっております。

このような環境下にあつて、当社は電力・エネルギー分野、物流・サプライチェーン分野、都市交通・スマートシティ分野の社会インフラ3分野に引き続き注力し計画最適化を展開しており、当事業年度の各分野の売上高は電力・エネルギー分野で398,336千円、物流・サプライチェーン分野で625,560千円、都市交通・スマートシティ分野で286,523千円、その他で43,448千円となりました。また、業務システムの開発・導入後における運用・サポートは、継続して収益を得られるストック型売上として伸長しており、当事業年度の当該売上高は248,010千円と売上全体の18%を占めることとなりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,353,869千円、営業利益208,639千円、経常利益204,135千円、当期純利益228,532千円となりました。なお、当社の事業はAI開発事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は23,801千円であります。その主なものは、AI開発事業で顧客向けに自社で利用するソフトウェアの計上であります。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主要な課題は次のとおりであります。

① 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図るうえでは、既存顧客の契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客サービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。そのために、優秀な人材の積極的採用、開発プロセスの継

続的見直し、社内におけるノウハウ共有や教育訓練等の実施のみならず、エンジニアが能力を十分に発揮できる環境づくりも含めて、より強固な開発体制の構築に取り組んでおります。

② 顧客基盤の拡大

当社は、当社サービスをユーザへ直接提供しておりますが、今後も顧客基盤の拡大が課題であると認識しております。既存顧客からの紹介、ウェビナー開催、展示会出展及びインサイドセールス等による新規顧客獲得を通じて、顧客基盤の拡大を図っております。引き続き、既存顧客の成功例も活用し知名度向上を図るとともにマーケティング活動を強化することで顧客基盤を拡大してまいります。

③ 既存顧客へのアップセル・クロスセル

当社の顧客は、電力会社や海運会社等の売上規模が大きい企業が多く、多種多様な計画を有しております。日次・週次・月次・年次といった様々な期間の計画や、電力会社で例えると電力需給、燃料調達、メンテナンス、期間/ロバスト最適、火力・接続水系最適、入札といった様々な種類の計画があり、期間と種類を掛け合わせた数だけ計画があります。1つの計画にとどまらず、その他の計画に対しても最適化の範囲を拡張し、戦略的に顧客生涯価値を最大化していくことにより当社の売上を拡大することが、当社の成長にとって重要な課題と考えております。

④ スtock型売上割合の増加

当社は、AIエンジンの開発(AI開発)、AIエンジンを搭載した業務システムの顧客への導入(プラットフォーム開発)、運用・サポートの順でプロジェクトを進めるビジネスモデルを展開しております。当該ビジネスモデルにおいて、AI開発及びプラットフォーム開発は、都度、開発フェーズごとに顧客と合意する対価及び期間にて売上を計上するビジネスモデルであり、「フロー型売上」と位置付けております。他方で、運用・サポートは、当社が提供するシステムのスイッチングコストの高さから複数年の契約が見込めるビジネスモデルであり、年間を通じて一定の売上を計上する「ストック型売上」と位置付けております。当社は、新規顧客獲得や既存顧客へのアップセル・クロスセルを展開してAI開発及びプラットフォーム開発というフロー型売上を拡大させることで、その後の運用・サポートというストック型売上の拡大を図り、安定した成長と収益を確保することが必要であると考えております。特にインダストリークラウドによる新規顧客開拓を通じてストック型売上の拡大を図ってまいりたいと考えております。

⑤ 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくには、新技術動向の把握と新技術への適時対応が必要だと考えております。このような考えに基づき当社は2017年より量子コンピュータ上で動作する量子アルゴリズムの研究開発を行っており、複数の特許を出願しております。今後さらに増大していく計算量への対応策として先行して開発成果を実用化させることにとどまらず、様々な分野の新技術動向を注視し当社の成長に繋げてまいります。

⑥ 資本構成の最適化

当社は、これまで主力事業であったエネルギーソリューション事業からAI開発事業への事業転換を進めるため、財務上の安全性を重要な経営課題の1つとしてまいりました。現在は、AI開発事業の単一セグメントになり、計画最適化のシステムに対する運用・サポートというストック型売上が堅調に推移しております。このことから財務リスクは低下基調にあり、今後においては借入金等の有利子負債の有効活用を通じて資本コストを低下させ、資本構成の最適化という観点も踏まえ、企業価値向上を目指してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、事業内容の進化により、事業・組織両面での成長を続けている段階にあつて、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、経営推進体制の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでおります。

⑧ 情報セキュリティの強化

当社は、AI開発やプラットフォーム開発、運用・サポートの遂行過程において、秘密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティ管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑨ 脱炭素社会実現への貢献

当社が注力分野としている電力・エネルギー分野、物流・サプライチェーン分野、都市交通・スマートシティ分野はいずれも計画最適化により化石燃料の消費を削減することが可能であり、顧客のコスト削減と併せて環境保護に貢献できる分野です。当社のAI技術をもってより多くの顧客の計画最適化を実現し、脱炭素社会実現への貢献を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	単位	第11期 2020年6月期	第12期 2021年6月期	第13期 2022年6月期	第14期(当期) 2023年6月期
売上高	千円	692,844	706,857	910,399	1,353,869
経常利益(△経常損失)	千円	△626,939	△198,538	67,651	204,135
当期純利益(△当期純損失)	千円	△676,867	△210,748	91,967	228,532
1株当たり当期純利益 (△1株当たり当期純損失)	円	△192.86	△57.96	25.29	62.85
総資産	千円	1,326,192	1,198,917	1,302,936	1,576,114
純資産	千円	1,056,715	845,877	937,844	1,166,377

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△1株当たり当期純損失)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2023年4月15日付で、普通株式1株につき3,000株の割合をもって株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益(△1株当たり当期純損失)を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業	主要製品
AI開発事業	人工知能を用いたシステムの開発・販売・コンサルティング・保守・運用サポート業務

(8) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区北青山

(9) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	15名増	38.1歳	2.6年

(注) 従業員数は常勤就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2023年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	72,300千円
株式会社商工組合中央金庫	62,200千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 14,544,000 株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 3,636,000 株

(3) 株主数 普通株式 4 名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数			合計株式 持株比率
	普通株式	第一種優先株式	合計株式	
株式会社We	2,880,000 株	—	2,880,000 株	79.2 %
三井物産株式会社	552,000 株	—	552,000 株	15.2 %
伊藤忠商事株式会社	102,000 株	—	102,000 株	2.8 %
丸紅株式会社	102,000 株	—	102,000 株	2.8 %

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2023年3月3日開催の取締役会決議により、同日付で第一種優先株式150株を自己株式として取得し、対価として普通株式150株を交付しております。また、会社法第178条の規定に基づき2023年3月3日開催の取締役会決議により、自己株式として取得した当該第一種優先株式のすべてを同日付で消却しております。
- ② 2023年3月23日開催の取締役会決議により、2023年4月15日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。
- ③ 2023年4月14日開催の臨時株主総会決議により、2023年4月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	曾我部 完	株式会社We 代表取締役 一般社団法人AIビジネス推進コンソーシアム 代表理事
取締役	照井 一由	AI事業本部長
取締役	中村 秀樹	事業開発本部長
取締役	洪田 淳一	管理本部長
取締役	曾我部 東馬	国立大学法人 電気通信大学 i-パワーエネルギー・システム研究センター 准教授
取締役	田中 謙司	国立大学法人 東京大学大学院工学系研究科 技術経営戦略学専攻 准教授 株式会社JDSC 社外取締役
取締役	竹内 純子	U3イノベーションズ合同会社 共同代表 日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 マネージングディレクター
取締役	河原 淳	三井物産株式会社 ICT事業本部 デジタルソリューション事業部 産業ソリューション 事業室長
常勤監査役	野島 一十	
監査役	宮崎 貴之	宮崎貴之公認会計士事務所 代表 株式会社パートナーズ・ゲート 代表取締役
監査役	工藤 洋治	東京八丁堀法律事務所 パートナー インプレックスアンドカンパニー株式会社 社外取締役 公益社団法人日本学生陸上競技連合 常務理事

(注) 1. 取締役河原淳氏は社外取締役であり、2023年3月14日辞任により退任いたしました。

2. 取締役田中謙司氏、竹内純子氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役宮崎貴之氏、工藤洋治氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役宮崎貴之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役工藤洋治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務を専門とする弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

① 非業務執行取締役に関する事項

当社と取締役曾我部東馬氏、田中謙司氏及び竹内純子氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の非業務執行取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

② 監査役に関する事項

当社と監査役野島一十氏、宮崎貴之氏及び工藤洋治氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の決定プロセス

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2022年9月28日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を3億円以内(同株主総会終結時の取締役の員数は8名)とするものです。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、取締役会より委任を受けた報酬委員会にて、下記の決定方針に基づき協議の上、決定しております。報酬委員会にて決定した取締役の報酬総額については、報酬委員会の議長が取締役に報告し、取締役会にて確認しております。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2016年8月25日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を3千万円以内(同株主総会終結時の監査役の員数は1名)とするものです。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において取締役報酬規程を制定し、同規程において以下の方針を定めております。

当社常勤取締役の報酬等は固定の金銭報酬のみとし、その金額については、基準額を定め、ア. 当社における役割、イ. 責任の難易度、ウ. 保有スキルや人脈、エ. 過去のキャリア、オ. 年齢、カ. 当社入社以前の給与水準(従業員であった者は役員就任時の給与水準)を総合的に考慮して基準額から加減算することとしております。基準額については、業界水準、当社業績等の諸般の事情を考慮し決定することとしております。

また、非常勤取締役の報酬等についても固定の金銭報酬のみとし、その金額については取締役会、株主総会、報酬委員会や監査役の面談等、当社にかかる通常の業務とその準備時間等を考慮した基準額を定め、原則として基準額のとおりとしております。ただし、ア. 通常の業務を超えた対応、イ. 当社に対する技術的貢献度を加味して増額する場合があります。

上記の方針に基づき、株主総会の決議により定められた役員の報酬総額の範囲内で支給することとしております。

当社は役員報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に関する取締役会からの委任に関する事項

取締役の報酬等について客観性、透明性を高める観点から、取締役の個人別の報酬等に関して、上記の決定方針に基づき決定することにつき取締役会からの委任を受けた報酬委員会において審議し、決定しております。当事業年度において、報酬委員会は社外取締役である田中謙司氏、竹内純子氏及び河原淳氏、並びに代表取締役社長・曾我部完氏及び常勤取締役・中村秀樹氏を構成員とし、議長は田中謙司氏が務めております。

当社取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等について、取締役報酬規程に定めた上記の決定方針に従い決定するべきことを定めた上で、報酬委員会に対してその決定を委任し、また、決定後に、報酬委員会より、当該方針に従って決定した旨の報告を受けていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94,008 (7,200)	94,008 (7,200)	-	-	-	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,120 (4,800)	12,120 (4,800)	-	-	-	3 (2)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役竹内純子氏は、U3イノベーションズ合同会社の共同代表を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

監査役宮崎貴之氏は、株式会社パートナーズ・ゲートの代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

監査役工藤洋治氏は、公益社団法人日本学生陸上競技連合の常務理事を兼務しておりますが、当社と同法人との間に特別な関係はございません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役田中謙司氏は、株式会社JDSCの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

取締役竹内純子氏は、日本紙パルプ商事株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

監査役工藤洋治氏は、インプレックスアンドカンパニー株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

③ 当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田中 謙司	当事業年度において開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。 取締役会においては、マッキンゼー・アンド・カンパニー・インクや日本産業パートナーズ株式会社で培った国際性に富んだ経験・実績に加えて、東京大学大学院での研究者としての専門性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を積極的に行っております。
取締役	竹内 純子	当事業年度において開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。 取締役会においては、環境・エネルギー分野における豊富な知見、経験に加えて、上場企業における社外取締役としての経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を積極的に行っております。
取締役	河原 淳	当事業年度において開催された取締役会のうち、退任までに開催され

		<p>た取締役会11回のすべてに出席いたしました。</p> <p>取締役会においては、主に三井物産株式会社で培った豊富な経験・実績、また、専門性、国際性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を積極的に行いました。</p>
監査役	宮崎 貴之	<p>当事業年度において開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。また、同期間中に開催された監査役会15回のすべてに出席いたしました。</p> <p>取締役会においては、公認会計士としての、主に財務及び会計の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために必要な発言や提言を行っております。</p>
監査役	工藤 洋治	<p>当事業年度において開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。また、同期間中に開催された監査役会15回のすべてに出席いたしました。</p> <p>取締役会においては、弁護士としての、主に企業法務の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために必要な発言や提言を行っております。</p>

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	報酬等の総額 (千円)	対象となる役員の員数	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬(千円)
社外役員	12,000	4名	—

(注) 社外役員の報酬の構成は基本報酬のみであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人との補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において決定した、会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の概要は、次のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

I. 目的

本方針は、株式会社グリッド(以下、「当社」という)の内部統制システムに係る基本方針を定め、これを運用することによりコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図りつつ、当社の継続的な成長と企業価値の最大化を図ることを目的とする。

II. 基本方針

1. 当社の業務の適正性を確保するために必要な体制について

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

- ① 当社の取締役会は内部統制システムの基本方針を決定するとともに、これに基づく各種体制等の整備及び運用を実施し、その有効性を適宜検証することをもって、常に向上並びに改善を図る。
- ② 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の向上を図る。
- ③ 当社の監査役は、当社の内部統制システムの整備及び運用に関する取締役の職務が適正に執行されていることを監査する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程等に基づき記録及び保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努める。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を設置し当社のリスクの管理方針を策定し、リスクの識別及びリスクの低減並びにリスク発生の未然防止を推進する
- ② 当社は、「コンプライアンス規程」並びに「リスク管理規程」を定め、経営会議メンバーをコンプライアンス・リスク委員とするとともに、i)不祥事、トラブルに対する迅速な対応及び状況の包括的な把握、ii)法令等及び規程類の遵守の啓発、教育、iii)コンプライアンス違反防止策の検討と実施指示等を行う。

- ③ 各リスクの主管部門においてリスク管理に関する規程等を整備し、当該規程等に基づく教育・指導・監査等の実施を通してリスクの低減を図る。
- ④ 当社は、具体的リスクが発生した場合には、「リスク管理規程」に従い、これに伴って生じる会社の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行うとともに、速やかに所属長あるいは関連組織、並びに管理部に必要な報告を行い、その後の処理についてはリスク管理統括責任者及び関係組織と協議を行うと同時に、コンプライアンス・リスク委員会に報告し、その対応や改善策等を検討、実施等の対応を取るものとする。
- ⑤ 当社は、「リスク管理規程」に定める緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急事態対策本部を設置することを定めるとともに、速やかに対策を実施するものとする。
- (4) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成及び開示するために必要な体制を整備及び運用する。
- ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)
- ① 当社は「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定め、各所管業務の範囲と責任、並びに各職位への適切な範囲で権限を委譲することにより、効率的な職務執行を行う。
- ② 当社の取締役会で決議した中期経営計画及び年度予算の執行状況は、月次の経営会議等において各部門長に報告させ、業務執行の状況を掌握できる体制とする。
- ③ 経営上の重要な事項については、多面的に把握し、適切な経営判断を行うため、経営会議等を設置し、当該事項について協議並びに検討を行う。又、協議並びに検討の結果に基づき、取締役会並びに管掌取締役への提言を行う。
- (6) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)
- ① 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会において、コンプライアンスに関する基本方針を決定し、当社組織を通じてその徹底を図るものとする。
- ② 当社は、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施する。又、必要に応じ、取締役及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
- ③ 当社は、法令や企業倫理に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促し、問題の早期発見に努める。
- ④ 当社の使用人の職務執行については、各部門の責任者により適宜監督するものとし、内部監査部門による監査を行うことにより、当該職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

2. 当社の監査役の職務の執行のために必要な事項について

(1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

当社では、当面監査役会の直属の部門は設置しないが、当社管理部門及び内部監査部門を監査役の職務執行を補助するものとする。

(2) 当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

監査役会の直属の部門を設置した場合、当該部門に配置された使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分については当社の監査役の同意を必要とする。

(3) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

当社の監査役の職務執行の補助に係る業務に関しては、監査役から当該業務を所管する部署に配置された使用人へ直接指揮・命令を行えるものとし、当社はその業務の遂行を妨げない。

(4) 当社の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

a. 当社の監査役は、取締役及び使用人の職務執行を監査するため、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。

b. 当社の取締役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の監査役に報告するものとする。

c. 当社の内部監査部門が実施した内部監査結果は、遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。

② 内部通報先に監査役を含む

当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含むものとする。

③ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 5 号)

当社は、社内規程により、内部通報を行ったこと、又は当社の監査役へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、社内に周知徹底を図るものとする。

(5) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号)

当社の監査役の職務執行について生じる費用等については予算化する。又、「監査役監査基準」を含む社内規程に基づく前払等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が支払うものとする。

(6) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ① 当社の取締役は、当社の監査役が当社の内部監査部門及び外部監査人(会計監査人)等との連携を通じて、実効的な監査を実施できる体制の整備を行うものとする。
- ② 当社は、当社の監査役による監査に関する情報交換並びに情報提供を行い、監査機能の充実に努める。
- ③ 当社が選任する監査役には、財務及び会計に関する適切な知見を有する者を含むものとする。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。又、その旨を「反社会的勢力対応規程」に定めるとともに、取締役及び使用人に周知徹底し、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況の報告及び監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要な案件が発生した場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況を監査しております。

当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

- ② 監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されております。監査役会を毎月1回定期的に開催しており、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役の意思決定の適法性について意見交換されるほか、監査方針・監査計画等取締役の業務執行の監督及び監査に関する事項の協議・決定を行っております。

監査役は、取締役会への出席、代表取締役社長との会合、常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席、取締役との会合、内部監査への同席等を通じて、取締役との意思疎通を図るとともに、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しております。

当事業年度におきましては、監査役会を15回開催しております。

- ③ 内部監査室は、内部監査計画に従い、当社全部門に対して監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査室を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持・改善を図っております。また、内部監査室は監査役と内部監査結果を共有し、適宜情報交換を行っており、効率的な監

査が実施できる体制構築に努めております。

④ 当社は、コンプライアンスの遵守、リスク管理体制の構築のために、全社組織や業務に係る社内規程、マニュアルを整備し、それらに沿った運用を行っております。また、代表取締役社長を委員長として、経営会議メンバー(常勤取締役、常勤監査役、各部長)が出席するコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1度開催しております。同委員会ではコンプライアンス・リスク事案の発生状況、コンプライアンス教育の実施状況等が報告され、情報の共有、意見交換、問題が発生した場合の対応策の協議が行われております。リスク管理については、想定されるリスク及びその兆候について確認し、対応を検討しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく方針であります。しかしながら、当社は、成長過程にあり、現時点では事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えており、現在のところ配当を実施しておりません。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元を行うことを検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保資金については、将来の成長に向けた投資資金として、収益力の強化や事業基盤の整備のための投資や今後の成長に資する優秀な人材の採用等に有効活用してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,277,296	流動負債	338,107
現金及び預金	671,809	買掛金	3,154
売掛金	481,155	1年内返済予定の長期借入金	62,870
契約資産	92,643	未払金	27,696
前払費用	28,491	未払費用	118,533
その他	3,195	未払法人税等	2,290
		契約負債	66,310
固定資産	298,818	預り金	8,520
有形固定資産	9,680	その他	48,733
建物附属設備	3,611		
機械及び装置	324	固定負債	71,630
工具、器具及び備品	5,743	長期借入金	71,630
無形固定資産	130,640	負 債 合 計	409,737
ソフトウェア	130,640	(純 資 産 の 部)	
		株主資本	1,164,761
投資その他の資産	158,497	資本金	100,000
出資金	10	資本剰余金	1,394,500
関係会社出資金	35,100	資本準備金	706,200
関係会社長期貸付金	33,200	その他資本剰余金	688,300
長期前払費用	2,613	利益剰余金	△329,738
繰延税金資産	65,366	利益準備金	3,369
その他	22,208	その他利益剰余金	△333,107
		繰越利益剰余金	△333,107
		新株予約権	1,615
		純 資 産 合 計	1,166,377
資 産 合 計	1,576,114	負 債 純 資 産 合 計	1,576,114

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,353,869
売上原価		397,287
売上総利益		956,581
販売費及び一般管理費		747,942
営業利益		208,639
営業外収益		
受取利息	499	
受取保険料	844	
物品売却益	258	
講演料等収入	85	
その他	3	1,691
営業外費用		
支払利息	77	
上場関連費用	6,016	
補修費用	101	6,195
経常利益		204,135
特別損失		
固定資産除却損	2,035	2,035
税引前当期純利益		202,099
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△28,722	△26,432
当期純利益		228,532

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	706,200	688,300	1,394,500
事業年度中の変動額				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100,000	706,200	688,300	1,394,500

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	3,369	△561,639	△558,270	936,229	1,615	937,844
事業年度中の変動額						
当期純利益		228,532	228,532	228,532		228,532
事業年度中の変動額合計	—	228,532	228,532	228,532	—	228,532
当期末残高	3,369	△333,107	△329,738	1,164,761	1,615	1,166,377

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10年
機械及び装置	6年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、そのうち、特定顧客向けに開発したソフトウェアについては、5年を最長とし、契約期間に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当社は、AIエンジンの開発(AI開発)、AIエンジンを搭載した業務システムの顧客への導入(プラットフォーム開発)、運用・サポートの順でプロジェクトを進めるビジネスモデルを展開しております。AI開発及びプラットフォーム開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工数が、予想される工数の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

運用・サポートについては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

進捗度に基づく収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上 1,033,821千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工数が、総工数の見積りに占める割合に基づいて行っております。

進捗度に基づく収益計上の基礎となる総工数の見積りはプロジェクトごとに行っております。各プロジェクトは顧客の重要な業務システムの構築を請け負うことになり、特に顧客のニーズの多様化に対応するため、総工数の見積りの基礎となる作業内容に不確実性を伴っております。

総工数の見積りはプロジェクトの進行に応じて適宜見直しが行われ、総工数の見積り時点では予見できなかった仕様変更や納期変更等により、総工数の変更が発生し、その結果進捗度が変動する可能性があり、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 65,366千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来課税所得の見積り及び一時差異のスケジューリングに基づき判断しております。

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、当該計画の策定にあたっては、過年度の実績や市場傾向等に基づいて作成しております。

将来の課税所得の見積りは、将来の事業環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	40,415千円
----------------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権

関係会社に対する短期金銭債権	40千円
----------------	------

関係会社に対する長期金銭債権	33,200千円
----------------	----------

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	500,000千円
---------	-----------

借入実行残高	— 千円
--------	------

差引額	500,000千円
-----	-----------

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引

売上高	2,040千円
-----	---------

販売費及び一般管理費	5,722千円
------------	---------

営業取引以外の取引	492千円
-----------	-------

2. 研究開発費

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の額	100,391千円
------------------------	-----------

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,636,000株
------	------------

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度末における新株予約権の種類及び株式数

ストック・オプションとしての新株予約権

普通株式	597,000株
------	----------

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金調達を行っております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであります。なお、固定金利であるため、金利の変動リスクに晒されておられません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先ごとの与信残高を設定したうえで主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握によるリスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持する等により、流動性リスクの回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (注) 2	134,500	133,979	△520
負債計	134,500	133,979	△520

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」は短期間で決済され、時価が帳簿価額に近似することから、また「関係会社長期貸付金」は重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

関係会社出資金 35,100千円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	133,979	—	133,979
負債計	—	133,979	—	133,979

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金に該当するものは当該項目に含めて記載しております。

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	17,272千円
一括償却資産損金算入超過額	3,071千円
減価償却超過額	118千円
事業撤退損否認	1,010千円
敷金償却否認	1,364千円
採用コンサルティング報酬否認	734千円
税務上の繰越欠損金	<u>198,845千円</u>
繰延税金資産小計	222,417千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△153,234千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△3,815千円</u>
評価性引当額小計	<u>△157,050千円</u>
繰延税金資産合計	<u>65,366千円</u>

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	198,845	198,845
評価性引当額	—	—	—	—	—	153,234	153,234
繰延税金資産	—	—	—	—	—	45,610	(b)45,610

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金198,845千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産45,610千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、主に2020年6月期に661,016千円、2021年6月期に228,904千円の税引前当期純損失を計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
税率変更による影響額	4.19%
住民税均等割	1.13%
評価性引当額の減少	<u>△53.00%</u>
税効果会計適用後の法人税等	<u>△13.08%</u>

3. 決算日後における法人税額の税率の変更

2023年7月の株式上場に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。これに伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を従来の34.59%から30.62%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額が8,475千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

持分法損益等に関する注記

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	35,100千円
持分法を適用した場合の投資の金額	97,537千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	7,234千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有していません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)4	科目	期末残高
関連会社	H&Gソーラー合同会社	所有 直接39%	資金の援助 太陽光パネルの保守	資金の貸付 (注)1	—	関係会社 長期貸付金	33,200
				利息の受取 (注)1	492	その他 流動資産	40
				業務管理料の 受取 (注)2	2,040	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. H&Gソーラー合同会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)	科目	期末残高
役員	曾我部 完	(被所有) 間接79.2%	当社 代表取締役	地代家賃支払いに対する債務被保証	66,511	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当該債務被保証は2023年3月23日に解消しております。

2. 当該債務被保証の取引金額は、2023年3月23日時点の債務保証額を記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、AI開発事業の単一セグメントであります。産業ドメインといたしましては、電力・エネルギー、物流・サプライチェーン、都市交通・スマートシティから構成されており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報につきましては、産業ドメイン別で開示しております。

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益及び収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は次のとおりであります。

(単位：千円)

	電力・エネルギー	物流・サプライチェーン	都市交通・スマートシティ	その他	合計
フロー型売上					
AI開発及びプラットフォーム開発	284,553	503,668	273,190	20,018	1,081,430
その他	997	—	—	23,430	24,428
ストック型売上					
運用・サポート	112,785	121,891	13,333	—	248,010
顧客との契約から生じる収益	398,336	625,560	286,523	43,448	1,353,869
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	397,338	625,560	286,523	40,448	1,349,871
一時点で移転される財又はサービス	997	—	—	3,000	3,997
顧客との契約から生じる収益	398,336	625,560	286,523	43,448	1,353,869

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務の充足時点に関する情報につきましては、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」の記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	195,644
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	481,155
契約資産(期首残高)	180,272
契約資産(期末残高)	92,643
契約負債(期首残高)	1,624
契約負債(期末残高)	66,310

契約資産は、顧客との開発契約について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該開発契約に関する対価は、契約条件に従い、成果物の納品後又は顧客による成果物の検収後に請求し、概ね2か月以内に受領しております。

契約負債は、将来にわたって履行義務が充足される開発契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は1,624千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 320円 34銭

1株当たり当期純利益 62円 85銭

(注) 当社は、2023年4月15日付で普通株式1株につき3,000株とする株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 一般募集による新株式の発行

当社は、2023年7月7日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年6月2日及び2023年6月19日開催の取締役会において、次のとおり公募による新株式の発行を決議し、2023年7月6日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は962,334千円、発行済株式総数は4,512,000株となっております。

- (1) 募集方法：一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- (2) 募集株式の種類及び数：普通株式876,000株
- (3) 発行価格：1株につき2,140円
- (4) 引受価額：1株につき1,968.80円
- (5) 払込金額：1株につき1,700円
- (6) 資本組入額：1株につき984.40円
- (7) 発行価格の総額：1,874,640千円
- (8) 引受金額の総額：1,724,668千円
- (9) 資本組入額の総額：862,334千円
- (10) 払込期日：2023年7月6日
- (11) 資金の使途：計画最適化システム提供にかかる人件費、採用費、研究開発費、広告宣伝費等への充当

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2023年7月7日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年6月2日及び6月19日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2023年8月7日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は1,131,848千円、発行済株式総数は4,684,200株となっております。

- (1) 募集方法：第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
- (2) 募集株式の種類及び数：普通株式172,200株
- (3) 割当価格：1株につき1,968.80円
- (4) 払込金額：1株につき1,700円
- (5) 資本組入額：1株につき984.40円
- (6) 割当価格の総額：339,027千円
- (7) 資本組入額の総額：169,513千円
- (8) 払込期日：2023年8月7日
- (9) 割当先：野村證券株式会社
- (10) 資金の使途：「1. 一般募集による新株式の発行(11) 資金の使途」と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2023年8月22日

株式会社グリッド
取締役会御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリッドの2022年7月1日から2023年6月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月23日

株式会社グリッド 監査役会

常勤監査役 野島一十 ㊟

社外監査役 宮崎貴之 ㊟

社外監査役 工藤洋治 ㊟

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社グリッド
代表取締役 曾我部 完

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の今後の事業展開および事業内容の多様化並びにそれらの可能性検討の観点から、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 付則について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5)（条文省略） （新設） （新設） （新設）</p> <p>(6)（条文省略）</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5)（現行どおり）</p> <p><u>(6) 材料の設計・開発・製造・販売・コンサルティング</u></p> <p><u>(7) 電力制御システムの開発・販売・コンサルティング・保守・運用サポート、発電および電気の供給・売買業務</u></p> <p><u>(8) 製品および原材料の売買業、代理業、仲立業</u></p> <p>(9)（現行どおり）</p>
<p>付 則</p> <p>1.～7.（条文省略）</p> <p>8. 本規程は、2023年4月14日に一部改定し、同日より施行する。<u>ただし、第7条および第8条の新設は、2023年4月15日付株式分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとし、第14条の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本付則の但し書きは、効力発生後に削除する。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>付 則</p> <p>1.～7.（現行どおり）</p> <p>8. 本規程は、2023年4月14日に一部改定し、同日より施行する。 （但し書き削除）</p> <p><u>9. 本規程は、2023年9月28日に一部改定し、同日より施行する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
そがべ まさる 曾我部 完 (1973年1月8日)	2005年8月 株式会社清長 代表取締役 2009年10月 株式会社グリッド 設立 代表取締役（現任） 2016年1月 株式会社清長ホールディングス（現：株式会社We）設立 代表取締役（現任） 2019年4月 一般社団法人AIビジネス推進コンソーシアム 代表理事（現任） 現在に至る	一 株
てるい かずよし 照井 一由 (1974年5月26日)	1999年4月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 入社 2017年4月 同社 AIビジネス推進部 部長 2020年2月 株式会社グリッド 入社 最高営業戦略責任者（CSO） 2021年7月 当社 取締役 2021年10月 当社 取締役AI事業本部長（現任） 現在に至る	一 株
なかむら ひでき 中村 秀樹 (1971年7月19日)	1996年4月 株式会社日立建設設計 入社 2001年6月 株式会社都市デザインシステム 入社 2005年12月 株式会社オナーズヒル軽井沢 取締役 2009年10月 株式会社グリッド 設立 取締役 2015年7月 当社 代表取締役 2020年9月 当社 最高事業開発責任者（CBD0） 2021年7月 当社 取締役 2021年10月 当社 取締役事業開発本部長（現任） 現在に至る	一 株
しぶた じゅんいち 渋田 淳一 (1961年7月17日)	1984年4月 三井物産株式会社 入社 2004年4月 出向 Mitsui Comtek Corp. President & CEO 2008年4月 出向 三井物産エレクトロニクス株式会社 (現：三井情報株式会社) 代表取締役社長 2015年4月 三井物産株式会社 ICT事業本部新社会システム事業部 部長 2018年4月 同社 理事 兼 イタリア三井物産株式会社 代表取締役社長 2020年7月 株式会社グリッド 入社 最高執行責任者（COO） 2021年7月 当社 取締役	一 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
	2021年10月 当社 取締役管理本部長（現任） 現在に至る	
そがべとうま 曾我部 東馬 (1974年6月1日)	2007年4月 マックスプランク微構造物理研究所 博士研究員 2009年1月 ケンブリッジ大学 客員博士研究員 2009年10月 株式会社グリッド 設立 取締役 2014年4月 国立大学法人 東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授 2016年3月 国立大学法人 電気通信大学 i-パワードエネルギー・システム研究センター 准教授（現任） 2020年9月 株式会社グリッド 非常勤取締役（現任） 現在に至る	— 株
たなかけんじ 田中 謙司 (1974年12月15日)	2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ビジネスアナリスト 2013年1月 国立大学法人 東京大学 総括プロジェクト機構 特任准教授 2019年2月 国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科 技術経営戦略学専攻 准教授（現任） 2020年9月 株式会社グリッド 社外取締役（現任） 2021年5月 株式会社JDSC 社外取締役（現任） 現在に至る	— 株
たけうちすみこ 竹内 純子 (旧姓) (戸籍名：小林純子) (1971年6月21日)	1994年4月 東京電力株式会社 入社 2012年1月 NPO法人 国際環境経済研究所 理事・主席研究員（現任） 2014年4月 21世紀政策研究所 研究副主幹（現任） 2018年10月 U3イノベーションズ合同会社 共同代表（現任） 2019年6月 日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役（現任） 2020年4月 国立大学法人東北大学 特任教授（客員）（現任） 2020年4月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 マネージングディレクター（現任） 2022年7月 株式会社グリッド 社外取締役（現任） 現在に至る	— 株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という）の被保険者となります。当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金および争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の被保険者は、

当社の取締役、監査役、重要な使用人の立場にある従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。

当社は、曾我部東馬氏、田中謙司氏ならびに竹内純子氏との間で、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 竹内純子氏の戸籍上の氏名は、小林純子であります。同氏は、旧姓の竹内純子で活動しております。
5. 田中謙司氏、竹内純子氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中謙司氏が3年、竹内純子氏が1年となります。当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
6. 田中謙司氏を社外取締役候補者とした理由は、国際性に富んだ経験・実績に加えて、大学院での研究者としての専門性を有する見地から、経営の方向性に関しても有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 竹内純子氏を社外取締役候補者とした理由は、主に環境・エネルギー分野に関する豊富な経験と知識を有しており、また政府委員を多数務める知見を活かし、当社の経営の透明性の確保やコーポレートガバナンスの一層の強化に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。